

さいたまここに人あり

子どもの視点を真ん中に

地域、学校、法律が協同して支援を

子どもの視点を
もつた法律家を
育てるために



弁護士

柳 重雄さん

獨協子どもと法律事務所と地域と子どもリーガルサービスセンターは、獨協大学法科大学院と同時に設立しました。子どもをめぐる地域や家庭、学校などの相談機関として、子どもの視点に立った相談機関であるとともに、子どもを支援する法律家をそだてるこことをコンセプトに、10年前にスタートしました。

法律事務所の5人の弁護士は、リーガルサービスセンターと協同して、いじめ、少年事件、両親の離婚や子どもの監護権・親権の問題に取り組んできました。残念ながら来年で法科大学院が閉鎖をするこ

プロフィール 獨協地域と子ども法律事務所所長、獨協大学法科大学院特任教授、自由法曹団埼玉支部支部長、農林業と食糧・健康を守る埼玉連絡会会长、秘密保護法を撤廃させる埼玉の会代表。

となりました。しかし、リーガルセンターと法律事務所は、獨協大学の対外施設として存続していく予定です。

専門家、行政、

市民と連携し 子どもを支援

法科大学院のなかに将来の法曹を育てるというコンセプトのもとに、法律事務所をつくりました。地域と子どもリーガルサービスセンターは、小児科医や臨床心理士、教育カウンセラーなど、子どもに関する専門家とボランティアなどが相談や支援活動をおこなっています。無料で親や子どもたちからの相談を受けつけています。相談にあたるだけではなくて、いろいろなかたちで子どもたちや親の支援をします。

たとえばいじめであれば臨床心理士の方を紹介したり、実際に学校と交渉をしたりします。そのなかで弁護士が必要であれば、一緒に対応することもありまします。少年事件のような犯罪を犯した場合には、家庭裁判所や刑事事件としての手

続きには弁護士も必要でしょうが、その子どもを家庭的にも社会的にも支えることも必要です。裁判所の手続きが終わったら、それで解決ということはないですかと弁護士とが協同で取り組んでいくのです。

子どもたちがおかれている現状をよく見つめながら、法律家としての役割を果たしていく。その役割とは、弁護士とは事件を引き受け、お金をもらって処理するというのが基本的な姿勢かもしれません。ですが、社会の現実や子どもたちの状況はそんなに甘くはないのです。弁護士が弁護士としてやるべきことはやるが、弁護士にできないさまざまことは専門家や支援機関、ボランティアと連携してネットワークをつくりながら

対応していくことが、子どもたちの本当の需要にあった姿勢なのかなと思います。

そういうことを、これから司法試験を受けようという法科大学院の学生が見ていく、そういう視点を持つた法律家を育てることは重要です。充分ではありませんが、そうした役割を担つてきたと思っています。

子どもの視点で 問題解決を

いま、貧困問題や格差社会といわれていて、働く人たちが大変な状況です。貧困は、子どもたちの生活に大きな影響を与えていきます。相談に来る子どもたちをめぐる生活状況も、大変な状態だと感じます。

DVや離婚など、家庭がうまくいかずには、そのしわ寄せが子どもたちにいくことになります。そうしたときに、弱者である子どもや女性たちがきちんと生活できる状況には、まだなっていないと感じます。

また、こうした問題を解決するときに、子どもの視点でものごとが見られていないと感じます。子どもたちがどう受け止め、どう考えるかを中心にして考えられない。それによって子どもが一人の人間として大事にされなくなり、そうした考え方が虐待やいじめの問題につながっているように感じられてなりません。

弁護士が事件を受けて裁判を起こして

それが決着しただけでは、子どもの問題は解決しません。どこではじまりでどこで終わるか、それさえもはつきりしない。厳しい社会的な関係のなかに子どもたちが置かれているように感じます。

いま私は、子どもの監護権問題を取り扱っています。離婚や別居などのなかで、子どもの奪い合いのようなことが起こっています。そういうなかで、子どもの視点をとりいれて子どもの権利をどう保障するかが関心のあるところです。

2013年に新しく「家事事件手続法」が成立し、子どもの思いを代弁する「子どもの手続き代理人制度」という制度ができました。しかし、まだまだ一般的に広がっていません。

相談活動からみる 子どもたち、 先生の状況

最近は、いじめの問題で子どもが本当に追い込まれて自殺するという事件も少なくありません。リーガルセンターには、いじめにあつた子どもさん、親ごさんか

らの相談もあります。いじめる生徒が許せない、という気持ちで相談に来る人もいます。いじめた生徒から裁判で訴えられてしまつたという相談もありました。学校の先生から、相談を受けることもあります。

いじめが起こっていることを学校が気付かないことが多いように思います。気が付かないうちに事態が深刻化し、転校せざるをえなくなつたり、子どもの心に重大な被害を残すようなことになってしまいます。

学校が問題を把握してきちんと対応してくれなかつたから、学校に対してもんとかしてほしいという親ごさんも少なくありません。その方たちとよく話し合いをして、学校ともきちんと話をしてもらい、謝罪してもらつこともあります。そこから前向きに解決することができたケースもありました。

いじめられてつらい思いをしている子どもへの対応だけでなく、いじめる側の子どもたちに対してもう対応し、指導していくかも重要なことだと思います。い

じめた側を悪者として片付けてしまえばいいということではありません。被害を回復し、二度と起こさないためにも、いじめた側の子どもをどう教育していくかも重要な課題です。

いま、先生たちは多忙を極めるなか、

とても大変な状況にあると思います。

学校側がなかなか本当のことを言つてくれなかつたり、信頼関係を築けないと感じることもあります。子どもの問題は学校や先生たちだけでは解決できません。率直に胸襟を開いて、お互に問題を把握して、子どもの視点を真ん中にして解決していくんだという姿勢をもつてくれると良いと思います。法律家を信頼して、お互いにネットワークをつくって協同していけたら良いと思います。

日本弁護士連合会でも、学校のなかにおける法律家の役割に注目しています。

リーガルセンターへの相談内容	件数
発達障害	21
子育て不安	15
不登校・引きこもり	12
家族関係・親子関係の問題	12
子どもの心理面での不安	10
離婚・DV の問題	8
養育・親権の問題	7
学校等の対応の問題	6
子ども同士の人間関係	4
就学・進路の問題	4
虐待・養育困難	3
非行・虞犯	3
体罰・暴言	3
いじめ	2
法的支援	1
その他	7
合計	118

子どもたちに 日常のなかで 憲法を語つて

いま、若い弁護士たちが戦争法の制定や憲法をめぐる情勢に危機感を持ち、憲法問題の学習会などで奮闘しています。「憲法カフェ」は、ふつうのお母さんたちが政治について語りあう、これまでの運動を切りひらいた取り組みだと思います。また、生活保護違憲訴訟や「九条俳句」訴訟、年金切下げ違憲訴訟など、人びとと一緒にたかっている事件にも、若い弁護士たちが多く取り組んでいます。

私は埼玉で弁護士になつて40年。多くの労働事件にも関わってきました。一番思い出に残っている事件は、日本ケミファの労働争議です。弁護士になつて6、7年目のころ、全国で1000人の社員のうち700人で労働組合をつくりました。社長は大の組合嫌いで組合つぶしにかかり、あつとう間に50人くらいになつた事件がありました。組合員差別とたたかいつづけ、第二次争議とたたかいつづけ、2005年に第三次争議が勝利的に終結しました。初

代組合委員長の方を大学院の講義に呼んで、学生たちにお話をしてもらうこともありました。

今年7月から18歳選挙権が施行されました。学生を見ていると一般的に保守化していると感じます。法律家にとって、憲法をどのように社会で実践していくかは重要な課題です。

私は1999年にオランダのハーフでおこなわれた世界平和市民会議に参加しました。

そこで、20世紀は戦争の世紀だったが、21世紀は戦争のない時代にしようと話し合われました。日本国憲法はその精神をあらわした、世界に誇る憲法であると思います。

先生たちには、子どもたちの前で憲法のすばらしさを伝えてほしいと思います。憲法を語ることは、政治を語ることではありません。当たり前の日本の「システム」を語るだけなのです。310万の日本人と2000万のアジア人の犠牲の上に「二度と戦争をしない」と決意して制定された憲法が、いまの社会でどういう意味を持つか、教員一人ひとりが考えて日常的に子どもたちに伝えることが大切だと思います。日本の憲法に自信を持つて、子どもたちに伝えたいと思います。

● 獨協大学 地域と子どもリーガルサービスセンター

2007年に設立した、子どもに関する相談機関。子どもの問題は、子ども自身の課題だけでなく、家庭・学校・地域などがそれぞれ関わり合いあらわれてきます。センターでは、子どもに関する相談であればまるごと受け止め、専門家・市民などと一緒に問題・課題の解決のための支援をおこなっています。

◆ 所在地 草加市松原1・1・10
◆ 相談専用窓口 048(946)1771
月～金9時～17時

● 獨協地域と子ども法律事務所
リーガルサービスセンターに併設された「獨協地域と子ども法律事務所」では、法的な相談にも対応しています。

◆ 電話 048(946)1730
FAX 048(946)1733

